

平成 30 年 第 11 回 名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

平成 30 年 11 月 29 日（木）

2 会議の場所

市役所 6 階西会議室

3 出席した者

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 佐藤 俊隆

教育委員 相原 芳市

教育委員 浅野 かおる

教育委員 洞口 ひろみ

4 欠席した者

なし

5 説明のために出席した者

相澤教育部長、大友教育部次長兼庶務課長、大友理事兼学校教育課長

森生涯学習課長、渡辺文化・スポーツ課長

齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐、高橋庶務課主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回来議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第 4 議事

議案第 36 号 名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について

議案第 37 号 名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見について

議案第 38 号 平成 30 年度名取市一般会計補正予算（第 7 号）（教育費）に対する意見
について

議案第 39 号 名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 40 号 平成 29 年度教育委員会点検・評価について

議案第 41 号 平成 31 年度学校給食費の適正額についての諮問について

7 開会時刻

午後 3 時 00 分

8 会議の概要

瀧澤教育長

只今より、平成 30 年第 11 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

日程第 1、「前回会議録の承認」についてですが、10 月 30 日開催の第 10 回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

次に、日程第 2、「会議録署名委員の指名」につきましては、佐藤委員並びに相原委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

次に、日程第 3、「教育長報告（1）一般事務報告」について、教育部長、報告をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は 3 ページと 4 ページとなります。私からは、特にございませんので、あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課からは特にございません。

瀧澤教育長

それでは、学校教育課お願いします。

大友理事兼学校教育課長

3 点お話いたします。

1 点目は、3 ページ 3 番「志教育推進事業 4 校情報交換会」です。

増田小、下増田小、増田中、名取北高の代表児童生徒が、各学校の「あいさつ運動」「志教育」の取組について発表しました。発表の後、学校ごとに、他校の取組の良さ、自分たちの

学校に取り入れたいことについて話し合いをし、まとめの発表で、共有をはかりました。市長をはじめ、議員の皆様にも同席していただき、たくさんの励ましをいただきました。

そのおかげもあって、3 ページ 20 番「志教育支援事業第 3 回挨拶運動」は、これまで以上の子どもたちの頑張りが見られました。

2 点目は、3 ページの 21 番「研究主任者会研修視察」です。

「確かな学力」向上推進事業の一環として市内の研究主任が、秋田県湯沢市の公開研究会に参加しました。授業づくり、学習環境、小中連携、学ぶべきことが数多くあり、早速、学校に戻って自校の研究に生かしたいという思いを持つことができました。

3 点目は、4 ページ 31 番「生徒指導問題対策委員会」です。

この委員会は、市内小・中学校の校長、生徒指導担当教員の代表のほか、岩沼警察署、PTA、関係機関の方々が委員となり、生徒指導に係る問題について協議、情報交換を行っています。今回は拡大委員会として、委員の他、各校生徒指導担当も出席し、「いじめ」についての事例の報告をもとに、各学校の取り組みや関係機関との連携についてワークショップ形式で協議いたしました。今後の対策につながる充実した話し合いとなりました。以上です。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課をお願いします。

森生涯学習課長

生涯学習課から、2点報告させていただきます。

はじめに 3 ページ 26 番です。

「わんぱく交歓研修会 in 名取」を行いました。名取市からは、小・中学生 48 人、ジュニアリーダー 4 人が参加いたしました。

1 泊 2 日で、愛島公民館で凧作り、閑上海岸のウォーキングなどの体験学習を通して、上市市の子どもたちと名取市の子どもたちとの友情と交流を深められました。

次に 4 ページ 41 番です。

11 月 29 日を第 1 回として全 4 回の「名取市民大学講座」を開催します。この講座は、尚絅学院大学に委託して、会場、講師とも大学として開催します。詳しい内容等については、チラシを配布しておりますのでご覧ください。以上となります。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課をお願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

1 点説明いたします。

3 ページ 4 番です。

11 月 1 日（木）から一ヶ月の期間、「第 20 回ふるさと名取の歴史展」を「名取の歴史遺産～まるごとお宝 100 選～」と題して、文化会館 2 階展示ギャラリーにおいて開催しております。

報告事項ではございますが、12月2日（日）まで、今週末ですが、午前9時から午後5時までの時間でまだ開催しております。ご覧になっていなければ、是非足を運んでいただければと思います。

参考までに、これまで約1,200人の来場者がございます、早めの周知、PRに努めました、昨年同様規模の状況となっております。以上です。

瀧澤教育長

只今報告のあった行事報告等について、質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、「(2) 行事予定」について、教育部長から説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、資料は5ページと6ページになります。

私からは、4番になりますが、平成30年12月名取市議会定例会が12月5日に開会いたします。教育委員会関係の議案は、これからご審議いただきますが、「名取市公民館条例の一部を改正する条例」「名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例」の2か件でございます。

一般質問の通告につきましては、本日11月29日となっております。一般質問の内容につきましては、次回教育委員会定例会でご報告させていただきます。なお、現在のところ議会日程は未定であります。

また、次回の定例会及び懇話会の日程につきましては、後ほどの協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、庶務課をお願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

庶務課は特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

大友理事兼学校教育課長

2点お話いたします。

1点目は、5ページ1番、7番の「指導主事訪問」です。

5月から実施していた、指導主事訪問は、12月6日の不二が丘小学校の訪問で、終了となります。授業作り、いじめ対応等について、教育事務所の先生方からたくさんのご指導をいただきました。各学校では、年度末に向けて、訪問の成果を生かし、授業作り、校内研究等のまとめを行っていきます。

2点目は、5ページ19番「全国中学校駅伝大会」です。

増田中学校が、男女ともに県大会で優勝し、男子は2年連続、女子は、4年ぶりの全国大会出場を果たしました。12月16日に滋賀県野洲市で開催される全国大会での活躍を市民全員で応援したいと考えています。以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課をお願いします。

森生涯学習課長

生涯学習課から2点説明させていただきます。

はじめに5ページ2番です。

生涯学習推進大会として、男女共同・市民参画推進室と合同開催で、「なとり市民のつどい」を文化会館にて開催します。

開演は午後1時30分になります。講演は、仙台放送のアナウンサーの「寺田早輪子」氏を予定しております。

開会前の12時30分から午後4時までマナビィ市民講師による見本市やマナビィPRコーナーなど、生涯学習マナビィ市民講師による実演を行います。詳しい内容等については、チラシを配布しておりますのでご覧ください。

次に21・22番です。

12月19日の「名取駅前北棟グランドオープン、図書館、増田公民館」の開館です。オープンセレモニー、記念式典が10時30分から北棟、2階図書館入口で開催されます。

また、翌20日に名取市図書館の開館式典を13時30分から予定しています。

瀧澤教育長

それでは、文化・スポーツ課をお願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

特にございませぬ。

瀧澤教育長

それでは、行事予定等について、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、日程第4、「議事」に入ります。

議案第36号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」を議題といたします。それでは、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第36号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」ですが、資料は7ページから10ページ、そのほか、別冊で配布しております議案第36号資料となります。

本議案につきましては、平成30年11月20日に名取市公民館条例の一部を改正することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

以上ですが、改正の詳細について、生涯学習課から説明をいたさせます。

瀧澤教育長

それでは、生涯学習課をお願いします。

森生涯学習課長

議案第36号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」ご説明を申し上げます。

第3条の改正ですが、閑上公民館の位置を「名取市閑上一丁目77番地の1E-32街区1画地」に改正する規定であります。

次に、使用料を定める別表の閑上公民館の項について、新たに使用料を設定するもので、使用区分を「ホール1」、「ホール2」、「研修室」、「会議室」、「調理室」として、使用時間を「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」ごとにそれぞれ、新料金を定めております。

料金の算定に当たっては、平成27年10月に制定した「使用料・手数料の見直し指針」に基づき、算出を行ったものであります。

最後に附則ですが、第1項は、「施行期日」で、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定めるものであります。

第2項は「経過措置」で、施行期日以後の使用に係るものについて適用する規定であります。

第3項は、「準備行為」で、公民館の使用許可の手続きについて、施行日前においても行うことができる規定であります。

以上となります。

瀧澤教育長

それでは、只今の説明について、ご質疑等があればお願いいたします。

瀧澤教育長

今の説明は、こちらの資料の方については特に新旧対照ということですね。

森生涯学習課長

はい。新旧対照となります。

瀧澤教育長

閑上公民館と新しい公民館の比較ということになります。

補足で説明をしていただきたいのですが、現行のこの新旧対照表でいうと、使用料ですが冬とかだいぶ変わってますよね。その辺の考え方について、説明をしていただきたい。

森生涯学習課長

使用料の考え方ですが、先ほど平成 27 年の 10 月に制定した使用料・手数料の見直しの指針ということで説明をいたしました。使用料につきましては、平方メートル辺りの単価を算出しまして、それに基づき面積を掛け算定しております。単価については、6.77 円というのがございまして、それを基に算定しているところです。今回の使用料については、以前と変わっております。

瀧澤教育長

生涯学習課長より説明があったとおり、他の公民館は全部新しい基準で使用料を決めていますが、閑上公民館については、少し残っていて、金額がかなり違うということになります。ご質疑等よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

なければ、議案第 36 号「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」は、異議なしの意見を申し出ることといたします。

それでは次に、議案第 37 号「名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見について」を議題といたします。それでは、教育部長から、説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第 37 号「名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見について」ですが、資料は 11 ページから 14 ページ、そのほか、別冊で配布しております議案第 37 号資料となります。

本議案につきましては、平成 30 年 11 月 20 日に名取市屋内体育施設条例の一部を改正する

ことについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

以上ですが、改正の詳細について文化・スポーツ課から説明をいたします。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課お願いします。

渡辺文化・スポーツ課長

この屋内体育施設でございますが、閑上体育館につきましては、東日本大震災の被害により誘致したため、閑上地区の市街地区の復興区画事業地内に、災害復旧事業として閑上公民館と一体的に整備をすることとして進めておりまして、締結につきましても、市議会においても、本年の6月19日に可決し、現在進めているところでございます。現在、閑上公民館と同様に平成31年5月の開館に向けて、工事を進めているところでございます。

今回、移転、改築等になることから、閑上体育館の位置の変更をすべく、条例の一部を改正するものでございます。お手元の議案書の14ページにございますように、条例の一部を改正ということで、第2条第2項の表の、閑上体育館の位置が、これまでの「閑上二丁目19番37号」を「名取市閑上一丁目77番地の1E-32街区1画地」に改めるということで、場所の変更ということでの一部変更でございます。簡単ですが、説明とさせていただきます。以上です。

瀧澤教育長

只今の説明について、ご質疑等があればお願いします。

相原委員

教育委員会に対する質問ではありませんが、何故この様な複雑な住所になっているのですか。

相澤教育部長

「名取市閑上一丁目77番地の1E-32街区1画」ですが、これは、区画整理事業地なので、この様な住所になっております。

相原委員

後でまた見直すことになるのですね。

相澤教育部長

そうですね。いずれ事業が完了すれば、新しい字名と地番が振られるようになりますので、その時また改めて改正になります。現時点で、区画整理の事業地の計画の段階なので、その区番となっております。そのため現在、複雑な番号となっております。

相原委員

分かりました。

瀧澤教育長（22：18）

他に何か、ご質疑等ございませんか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

なければ、議案第 37 号については、原案とおりに承認することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 37 号「名取市屋内体育施設条例の一部を改正する条例に対する意見について」は、「異議なし」の意見を申し出ることといたします。

次に、議案第 38 号「平成 30 年度名取市一般会計補正予算（第 7 号）（教育費）に対する意見について」を議題といたします。

それでは、教育部長から、説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第 38 号「平成 30 年度名取市一般会計補正予算（第 7 号）（教育費）に対する意見について」でございますが、資料につきましては、15 ページから 18 ページまでとなります。

本件につきましては、12 月 5 日から開催されます、第 5 回名取市議会定例会の提案予定の教育費の補正予算案でございます。これについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規程に基づき、市長から意見を求められておりますので、審議をお願いするものでございます。

補正予算案の詳細についてですが、資料 17 ページ、こちらの資料から説明をさせていただきます。

歳入は今回ございませんので、歳出の説明となります。

はじめに、10 款 2 項 1 目「小学校の学校管理費」ですが、「7 節賃金」、「13 節委託料」、「18 節備品購入費」の補正です。

「7 節賃金」は、プール監視補助員賃金 97 万 8 千円の減額補正です。

これは猛暑や天候不順によりプールの開放日が減少したことから、監視補助員に支払う賃金が少なくなり、減額補正となったものです。

「13 節委託料」は、愛島台にかかる児童送迎委託料 821 万 9 千円の減額補正ですが、委託料

確定に伴う減額で、入札請差によるものです。

「18 節備品購入費」は、新年度に係る学校管理用備品を購入するため 220 万 8 千円を増額補正するもので、その主な内容は、児童用の机や椅子で、新年度の児童数増加と汚損や破損したものを更新するための増額補正となります。

次に、10 款 2 項 2 目「小学校の教育振興費」ですが、「13 節委託料」、「18 節備品購入費」の補正です。

「13 節委託料」は、児童送迎委託料の 17 万 8 千円の減額補正ですが、9 月 13 日に実施した「こころの劇場」なとり公演児童等送迎委託料で、委託料確定に伴い減額補正をしたものです。

「18 節備品購入費」は、新年度に係る教育用備品を購入するため 14 万 3 千円を増額補正するものですが、下増田小学校で普通学級が 1 学級増加するため「オルガン 1 台」を購入するものです。

次に、10 款 3 項 1 目「中学校管理費」ですが、「7 節賃金」、「13 節委託料」、「18 節備品購入費」の補正です。

主な補正の原因は、先に説明をいたしました小学校管理費と同様です。

「7 節賃金」は、プール監視補助員賃金 34 万 5 千円の減額補正ですが、猛暑等により、プールを開放した日が減少したことによるものです。

「13 節委託料」は、相互台にかかる生徒送迎委託料の 170 万円の減額補正ですが、委託料確定に伴う減額で、入札請差によるものです。

「18 節備品購入費」は、新年度に係る学校管理用備品を購入するため 224 万 9 千円を増額補正するもので、その主な内容は、生徒用の机や椅子で、新年度の生徒数増加と汚損や破損したものを更新するための増額補正となります。

次に、10 款 3 項 2 目「中学校の教育振興費」ですが、「19 節負担金補助及び交付金」の補正です。

「19 節負担金補助及び交付金」は、各種大会出場助成金の 276 万円の増額補正ですが、増田中学校生徒が全国中学駅伝大会に出場することによる大会助成金となります。

次に、10 款 4 項 1 目「義務教育学校管理費」ですが、「7 節賃金」、「13 節委託料」、「15 節工事請負費」、「18 節備品購入費」の補正です。

主な補正内容は、先に説明をいたしました小学校・中学校の管理費と同様です。

「7 節賃金」は、プール監視補助員賃金 16 万 6 千円の減額補正は、猛暑等によりプールを開放した日が減少したためです。

「13 節委託料」は、閑上小中学校の児童生徒通学送迎委託料及び、被災児童生徒 通学送迎委託料 978 万円の減額補正です。これも委託料確定に伴う減額で、入札請差によるものです。

「15 節工事請負費」は、遊具設置工事として 1 千 600 万円を増額補正するものですが、閑上小中学校の小グラウンドに、楽しい学校生活と子どもたちの健康に資するため「コンビネーション遊具」を整備するものです。

「18 節備品購入費」は、学校管理用備品として「移動式プラネタリウム」を購入するため 471 万 9 千円を増額補正するものです。

なお、ただいま申し上げました「コンビネーション遊具整備と移動式プラネタリウム購入」の原資は、閑上出身の3人の医師で、ご兄弟となります、御三方からの2千万円の寄附によるものです。

次に、10款5項2目「公民館費」、14万3千円、及びその次の、10款5項4目「図書館費」、33万円ですが、「19節負担金補助及び交付金」名取駅前再開発ビル管理組合負担金としての増額補正です。

これは、再開発ビル北棟の「駐輪ラック課金システム」の維持管理に要する経費であり、管理会社が算出した管理費の提案を受け、管理組合の中で検討合意に至ったものであります。

その内訳は、増田公民館分として月額2万8千420円、図書館分として月額6万5千880円増額になり、11月から来年3月の5ヶ月分を措置するものです。

最後に、10款6項3目「学校給食費」ですが、「18節備品購入費」の増額補正です。

これは学校給食用備品購入として対応するもので50万円の増額補正となっております。

その主な内容は、新年度の学級増に伴い配膳台5台、リフト用運搬車で、二段型台車1台、L型運搬車2台を購入するものです。

以上、教育費関係の歳出予算の合計は、341万7千円の減額となります。

説明は、以上です。

瀧澤教育長

只今説明のあった補正予算の中身について、ご質疑等あればお願いいたします。

相原委員

3人のお医者様からの、寄附金は、市の一般会計の歳入になりますか。それとも、教育委員会の予算の歳入になりますか。

相澤教育部長

歳入につきましては、ふるさと納税という形で寄附していただきましたので、市の歳入の予算科目となります。こちらについては、当初予算で全体的な予算額を計上しております。

今回はその中に含まれるということで、改めて歳入の予算化はしていないということです。

相原委員

分かりました。

瀧澤教育長

そうすると、教育費ではないところでの歳入になるのですね。

相澤教育部長

はい。ふるさと納税というところの金額の中に、今回の2千万円が含まれるということになりますので、12月の補正予算で改めて、その2千万円を増額をするというような歳入の予算措置はしていないと聞いております。

瀧澤教育長

これについては、学校とも十分に相談を行いつつ、寄附していただく森先生とも相澤部長が何回か相談を重ねまして、この2つのコンビネーション遊具とプラネタリウムということに決まりました。遊具の完成、プラネタリウムの搬入となれば、教育委員の皆様にもご覧いただく機会を、是非設けたいと思います。

他によろしいでしょうか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

それでは、議案第38号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第38号「平成30年度名取市一般会計補正予算（第7号）（教育費）に対する意見について」については、異議なしの意見を申し出ることといたします。

次に、議案第39号「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、教育部長から、説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第39号ですが、資料では、19ページから25ページ、そのほか別冊で配布しております議案第39号資料になります。

本議案は、市長部局におきまして事務決裁権限の見直しに伴い「名取市事務決裁規程の一部改正」が平成31年4月1日から施行されることになりました。

教育委員会におきましても、これに呼応し、組織内における権限委譲を進め、職階に応じた職務権限と責任の明確化と効率化を図るため、必要な項目について改正を行うものです。

以上ですが、改正の詳細について庶務課から説明をいたさせます。

瀧澤教育長

庶務課お願いします。

大友教育部次長兼庶務課長

それでは庶務課から、「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令」の制定につきまして補足のご説明を申し上げます。

では、お手元の別冊になっております資料の議案第 39 号の資料 1 ページから 9 ページをご覧ください。この訓令により改正を行おうとする訓令の新旧対照表でございますが、この新旧対照表によりご説明いたします。

ご覧いただいている表は、教育委員会事務決裁規程第 2 条の規定に基づきまして、「副市長」、「教育長」、「教育部長」及び教育部内の「各課長」が専決、いわゆる決裁できる区分を定めているものであります。

今回、改正の主な内容としましては、専決事項及び専決区分等を整理し、実務上の取扱と不整合の解消及び決裁の迅速化を図るため規定別表 1 の改正と、専決額を引き上げ、上位決裁者の事務負担の軽減及び決裁の迅速化を図るため規定別表 2 及び別表 4 の改正を行うものです。

それでは、改正案の中身について、ご説明いたします。

まず、1 ページ目の別表第 1 の専決事項 3・4 の欄の専決区分の教育長と部長の欄の○「企画員に限る」を、事実上、現在、企画員については補佐及び班長と兼務していない単独の企画員は存在せず、実務上の取扱との不整合を解消するため削除するものです。

次に、2～5 ページ目の別表第 2 につきましては、専決事項の部分で 2 つ目の項目の「工事に関する事項」の部分について、工事の後に「及び修繕」の文言を追加し、4 つ目の財務に関する事項 9 の項目では、市収入金に関する事務処理の後の文言を、「(市税の交付要求・差押さえ解除・を削除し、項目の内容を変更するものです。

また、専決区分につきましては、改正されるのは、すべて専決額の金額部分となります。

例えば、専決事項の 2 つ目の項目の 1・3・4 では、副市長の欄で、「2,000 万円未満」を「3,000 万円未満」、課長の欄で「300 万円」を「500 万円」と変更され、これ以降の項目に関しても、新旧対象表のとおり、副市長、部長、課長の欄で、それぞれ金額が見直されて、専決額が引き上げられております。

最後に、6～10 ページ目の別表 4 につきましては、区分の欄では変更はございませんが、副市長、部長、課長の欄において、先の別表 2 と同様、それぞれの金額が見直され、新旧対照表のとおり専決額が引き上げられております。

議案第 39 号の「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定」についての補足説明は、以上でございます。

瀧澤教育長

それでは、只今説明のあった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

それでは、議案第 39 号「名取市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」については、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

異議がないものと認め承認といたします。

それでは、次に、議案第 40 号「平成 29 年度教育委員会点検・評価について」を議題といたします。

それでは、教育部長から、説明をお願いします。

相澤教育部長

それでは、議案第 40 号「平成 29 年度教育委員会点検・評価について」ですが、資料は 26 ページと、別冊の「平成 29 年度名取市教育委員会点検・評価報告書」となります。

本件につきましては、9 月の定例会後の協議において事務局作成の素案の説明をし、10 月の定例会後の協議の際には内容の確認をしていただきました。その後、11 月 20 日に学識経験者として選任した、岡田郁子氏と高橋澄夫氏によるヒアリングが行われ、両氏からご意見をいただき、別冊のとおり報告書をまとめました。

内容につきましては、前回から大きな変更事項はありませんが、漢字の変換誤りなどについて修正しておりますので、その点についてはご了承願いたいと思います。

また、学識経験者の意見書につきましては、29 ページと 30 ページに掲載しております。

この報告書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条」の規定に基づき、議会に提出するとともに、市のホームページによる公表を行うこととなります。説明は、以上となります。

瀧澤教育長

只今説明のあった内容について、ご質疑等があればお願いいたします。

誤字脱字については、事務局の方で修正をさせていただいたというようなことですが、それも含めてよろしいでしょうか。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

それでは、議案第 40 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

それでは、議案第 40 号「平成 29 年度教育委員会点検・評価について」は、原案のとおり承認といたします。

次に、議案第 41 号「平成 31 年度学校給食費の適正額についての諮問について」を議題といたします。

それでは、教育部長、説明をお願いします。

相澤教育部長

議案第 41 号「平成 31 年度学校給食費の適正額についての諮問について」ですが、資料は 27 ページから 28 ページとなります。別冊として、右上に議案第 41 号資料として「関連条例」を配布しております。

平成 31 年度学校給食費の適正額について、「名取市学校給食運営審議会条例第 2 条」の規定に基づき、名取市学校給食運営審議会に資料 28 ページの案により諮問することについて、ご審議をお願いするものです。

以上ですが、諮問の概要について、学校教育課から説明をいたさせます。

瀧澤教育長

学校教育課をお願いします。

大友理事兼学校教育課長

資料 28 ページをご覧ください。諮問する内容事項は、平成 31 年度学校給食費の適正額についてです。その趣旨は、諸物価変動等に伴う、平成 31 年度学校給食費の適正額についての諮問です。答申の希望時期は、平成 31 年 1 月 31 日までとなっております。12 月と 1 月、2 回市議会を開催し、委員の皆様方に審議をしていただく予定です。

栄養力充足率の問題、それから、消費税率の平成 31 年 10 月からの 10 パーセントへの移行などもございますので、審議をしていただくことになっております。以上です。

瀧澤教育長

只今の説明について、何かご質疑等あればお願いいたします。

全委員

質疑等なし。

瀧澤教育長

それでは、議案第 41 号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

瀧澤教育長

それでは、異議がないものと認め、議案第 41 号「平成 31 年度学校給食費の適正額についての諮問について」は、原案のとおり承認いたします。

本日の議案は、以上となります。

以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 3 時 53 分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成 30 年 12 月 20 日

署名委員 _____

署名委員 _____

引き続き、協議事項を行います。

9 協議

(1) 定例会について

平成 30 年 12 月 20 日（木） 午前 11 時 00 分～
での開催について調整願います。

(2) 定例懇話会について

※現時点では、予定しておりません。

(3) その他

1 文化スポーツ課からの報告

2 齋藤教育部企画員兼庶務課長補佐から下記日程のお知らせ

【今後 教育委員さんが出席予定イベント日程 確認とお知らせ】

図書館・増田公民館グランドオープン記念式典

平成 30 年 12 月 19 日（水）午前 10 時 30 分から

図書館イベント式典

平成 30 年 12 月 20 日（木）午後 1 時 30 分から

名取市教育委員会 新和会新年会（仙台市で開催予定）

平成 31 年 1 月 18 日（金）夕刻

卒業式

平成 31 年 3 月 8 日（金）中学校・義務教育学校

平成 31 年 3 月 19 日（火）小学校 卒業式

入学式

平成 31 年 4 月 8 日（月）小学校・義務教育学校

平成 31 年 4 月 9 日（火）中学校

※ご来賓としての教育委員さんの出席については、1 月の定例会ごろにお知らせいたします。